

議会基本条例検証項目結果表

検証No	該当条項	内 容	議会基本条例検証委員会としての結論	検討先の委員会等
①	第3条 第7条	本会議及び委員会における論点整理や質疑の現状が、分かりやすい、明確なものとなっているのか検証するとともに、議会の充実に向けた検討を行う。	議論を踏まえ、提案会派から条文の改正は見送ることについて了解が得られたことから、議会基本条例の改正に至らなかったものとする。	—
②	第3条	市民の多様な意見の把握としては、請願及び陳情が該当することとなる。そこで、富士見市議会では請願と陳情を同様に扱い、審査を行っている。請願については紹介議員の記載があることから内容に疑義が生じる場合には紹介議員から説明をうけることが容易である。それに対し陳情においては、文面でのみの判断となることも多く、疑義が生じても確認する方法がないまま、陳情者の気持ちを忖測して審査しなければならない。そうしたことから、今後は整合性を図る意味からも、陳情においては請願同様に紹介議員を記載するものとし、紹介議員の記載がないものについては議員への配布のみとして審査しないこととするよう会議規則の変更を検討する。さらに、陳情または請願の提出は原則本人とし、代理人が提出する場合には委任状を添付して提出することを検討する。	提案会派から意見があり、議会基本条例の改正ではなく議会運営委員会において議論を進めてもらう取扱いとする。	議会運営委員会
③ ④ ⑭	第4条 第18条	市民からのメールなどによる意見を反映するために、活動原則又は活動の原則に、法令順守することをより明確にするために、次のような条文を追加することを検討する。 (条文案) ・憲法や公職選挙法を始めとする関係法令を遵守して活動するように努めること ・地域や社会のルールに従った行動をするように努めること ・第4条の(2)の次に以下の内容を追加する。 議員はその地位を利用して政治倫理に反する自己利益または利益誘導にならないことに留意し、市民全体の利益を目的として活動する。 (議員の政治倫理) ・公職にある者としての発言又は情報発信(議会報告会、チラシ、ウェブサイト、SNS等)は事実に基づいて行うこと。あわせて他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為をしないこと。また、第三者をして同様の行為をさせないこと。 ・議員の地位を利用して、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 ・審査の請求、審査会の設置、審査会の審査等、議員の協力義務、議長等の措置等の追加	④、⑭ともに議論の結果、全会一致とならなかったため条例化には至らず、意見があったものとする。条例化には至らなかったが、逐条解説に提案主旨を加える。	—
⑤	第5条	○第5条(会派) 申し合わせにある事項を条文として明記することを検討する。	議会基本条例の表記について「会派とは2人以上の議員を構成するものをいう。」というかたちで条例改正を進める。【条例改正】	条例改正以降は 議会運営委員会及び 市議会だより編集委員会
⑥ ⑦	第6条	○これまでの議会としての意見交換会の検証と今後の取組について検討することが必要であると考え。また、委員会による意見交換会、所管事務調査も踏まえた今後の取組方法について検討することが必要であると考え。 【議会としての政策立案・提言について】 第6条の3で規定されている意見交換会に取り組んできた中で、市民から出された意見を市政にどう反映させるか、あるいは執行部にどう伝えるのかが議論となった。 一方、条例において現状では政策立案・提言について議会としてどう取り組むのか具体的な規定はない。この際、福島県本宮市の議会基本条例第10条(政策調整会議)、第11条(政策立案及び政策提言の推進)を参考に、政策立案・提言について新たに規定を設けることを検討してはどうか。	議論の結果、条例化は難しいという結論に至る。しかし、議会として4年間かけてしっかりと政策立案能力を高める議論を行うことを確認する。	—
⑧ ⑨	第7条	円滑な議会運営のために市長等に対し「反論権」を付与することを検討する。 条例第7条で市長等の反問権について規定されているが、実際の議会運営では実態に合わず使われていないため削除してはどうか。	議論の結果、条例化(改正)は難しいという結論に至る。『反論権』、『反問権』ともに意見があったこととする。	—
⑩	第7条	第7条(議員と市長等の関係) 議会において、市長等による答弁の訂正が休憩後にされるケースがあり、その訂正内容によっては議事の整合性がとれなくなることがあるため、次のような趣旨の条文追加を検討する。 (条文案) 議員が質問した事項について、市長等による答弁の訂正がなされた場合において、その訂正が休憩後になされたときは、再開後に当該議員は当該訂正に係る質疑を行うことができる。	議論の結果、条例改正は行わないが運用方法については議会運営委員会において検討(協議)する必要があるという結論とする	議会運営委員会
⑪	第9条	第9条 議決事項の追加 名誉市民条例で、名誉市民も議決事項となっているが、わかりやすいようこちらにも表記する 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の内容を第2項として、こちらに一本化してはどうか。 姉妹都市を議決案件に追加してはどうか	議論の結果、条例化(改正)は難しいという結論に至る。意見があったこととする。	—
⑫	第14条	第14条 議員図書室の市民利用についても記載をしては。 例「2 議員図書室は、議員の利用のほか、一般の利用に供する。」	議論の結果、条例化(改正)は難しいという結論に至る。意見があったこととする。	—
⑬	第14条	現在の議員図書室の場所からして満足のいく充実は難しいと考えられるので、中央図書館との連携を検討する。	議論の結果、条例化(改正)はしないに至る。条例化はしないが、個々の議員が中央図書館を活用することについて確認した。	—
⑮	第19条 第20条	第19条、20条について審議会を「設置することができること」の追加	提案はあったが、意見があったものとし、条例化(改正)することはしないという結論に至る。	—
⑯	—	議員提出議案の本会議における対応について検討したい。 議員提出議案(意見書)の提案に際して、提案者は事前に全議員に同意を得よう説明をしていることから、本会議の議場においては、案文の朗読ではなく簡潔な要旨の説明とすることとした。	議論の結果、条例化するまでには至らず。意見があったことを確認する。	議会運営委員会
⑰	—	他の地方公共団体の議会等との交流及び連携をすることを検討したい。	議論を踏まえると条例化するまでには至らないが、他の議会との交流及び連携することの主旨については概ね賛同することを確認した。	—
⑱	—	災害時の対応について、条文を追加してはどうか。	議論の結果、賛同する意見もあったが条例化するまでには至らず。意見があったことを確認する。	—
⑲	—	正副議長の立候補補制とその公開を条文上明記する。	議論の結果、条例化するまでには至らず。意見があったことを確認する。	—

議会基本条例検証項目結果表

⑳	—	議会ホームページにおける議会基本条例の改正部分にも逐条解説があった方が良く考える。	今回の検証作業に加え、逐条解説を作成することを既に決定済み。	— 議会基本条例検証委員会
---	---	---	--------------------------------	------------------